

2013年6月6日

お客様各位

株式会社 MOL JAPAN

ブラジル税関新規則発効に伴うブラジル向け輸出貨物 delivery 手順改定のご案内

平素は、弊社サービスをご利用賜り厚く御礼申し上げます。

2013年5月3日発効のブラジル税関申告基準 No.1356 に伴いまして、従来ブラジル向け貨物の delivery の為に必要とされていた揚げ地ターミナル及び保税倉庫に対しての Original BL の提出義務が不要となります。

つきましては、貨物の mis-delivery を防ぐため、2013年6月17日より、cargo delivery の手順として、弊社ブラジル Office への Original BL1 通の提出を必須事項とさせていただきますので、何卒徹底頂けますよう宜しくお願い申し上げます。

Original BL1 通の提出及び全ての運賃・諸チャージの入金が確認された時点で、弊社より貨物の release 指示をブラジル通関システム(SISCOMEX-CARGA)を通じて行う事とさせていただきます。

尚、弊社に対して Original BL の提示無く貨物が揚げ地ターミナル及び保税倉庫より直接引き取られた場合の責任は負いかねますこと申し添えさせていただきます。

お客様のご理解とご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

本件に関するお問い合わせは、各営業担当または下記までお願い致します。
マーケティンググループ 南米・アフリカトレード担当 (TEL : 03-3587-7133)

以上